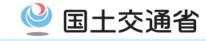
# 都市再生整備計画による事業に供した事例



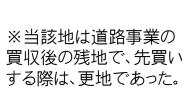
- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号イ(都市再生特別措置法第46条第2項第2号イ)
- ●先行取得者及び処分先:氷見市土地開発公社(富山県)→氷見市

#### 経緯

- ・県が実施する道路事業の代替地として、土地開発公社が取得
- ・道路事業の代替地としての利用に供される見込みがなくなったため、未利用地有効活用検 討委員会(別添2参照)に諮り、ポケットパークの一部として利用することを決定
- ・市が土地開発公社から買取り、都市再生整備計画の事業に位置付けて、ポケットパークと して整備



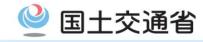
「従前写真」





[現況写真]

## 認定地域再生計画による事業に供した事例



- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業
- ●先行取得者及び処分先:川崎市土地開発公社(神奈川県)→川崎市

#### 経緯

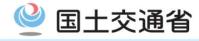
- ・当初、土地開発公社が道路事業用地のための代替地として取得
- ・道路事業の用地取得が完了し、代替地に供される見込みがなくなった。
- ・川崎市が地域再生計画の認定を受けたのち、川崎市が土地開発公社より土地を取得
- ・地域再生計画の活用により、川崎市臨海部の産業再生・活性化に資する事業者(工場・研究所等)を 対象に公募等を実施して貸付

- ●名称 「川崎市企業誘致·産業立地促進計画」
- ●認定地域再生計画の区域 川崎市の全域
- ●目的 ものづくりに資する先端技術を有する企業や高度な研 究開発機関等の誘致、既存企業の活性化を推進する。
- ●先買い土地の面積:56,949.32㎡ 先買い土地は民間事業者へ貸付



[現況写真]

## 認定地域再生計画による事業に供した事例

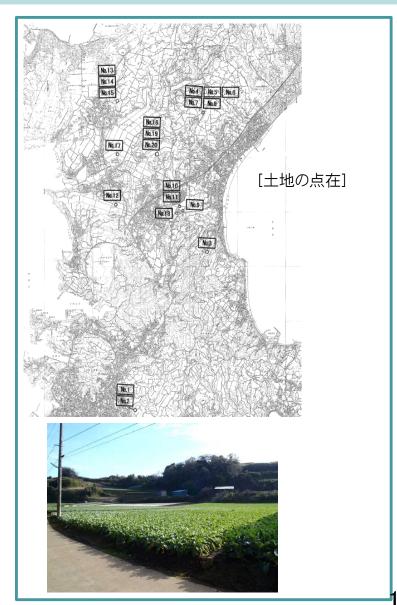


- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業
- ●先行取得者及び処分先:三浦市土地開発公社(神奈川県)→個人

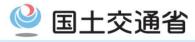
#### 経緯

- ・当初、土地開発公社が公園整備事業代替用地、研究施設用地、 道路用地等として取得
- ・事業計画の中止や財政事情の悪化等により、活用見込みがな くなった。
- ・地域再生計画の活用により、土地開発公社が農家に先買い土 地を売却

- ●名称「農地の活用促進による農業環境整備計画」
- ●認定地域再生計画の区域 三浦市の全域
- ●目標 基幹産業の農業については、今後も優良な農地を維持しつつ、 健全な発展が求められることから、営農意欲が旺盛な農家によ る地域活力の向上に繋がる農業環境整備を行う。
- ●先買い土地の面積:13,067.28㎡ 先買い土地は取得希望する農家へ売却



### 認定地域再生計画による事業に供した事例



- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業
- ●先行取得者及び処分先:愛知県土地開発公社→民間事業者

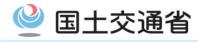
### 経緯

- ・当初、土地開発公社が土地区画整理事業区域の公共公益施設用地として取得
- ・公共公益施設の立地について、全庁的に検討したが、具体化できなかった。
- ・地域再生計画の活用により、民間事業者へ売却

- ●名称 「尾張西部拠点形成計画」
- ●認定地域再生計画の区域 愛知県稲沢市の区域の一部
- ●目標 対象土地の商業・業務系の施設立地が呼び水となって、 既存商業施設と相乗的な効果を発揮し、生活拠点とし ての機能をさらに高める。
- ●先買い土地の面積: 23, 205 m<sup>2</sup> 先買い土地は民間事業者へ売却



## 認定地域再生計画による事業に供した事例



- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業
- ●先行取得者及び処分先:滋賀県及び同県土地開発公社→民間事業者

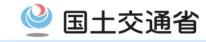
### 経緯

- ・当初、滋賀県及び同県土地開発公社が「琵琶湖リゾートネックレス構想」に基づき緑地、公園事業用地 として取得
- ・バブル崩壊等の社会経済情勢の変化により、リゾート整備を進める状況にないことから、同構想を廃止
- ・地域再生計画の活用により、竜王岡屋工業団地造成事業として民間事業者へ売却

- ●名称 「産業集積推進計画~雇用と活力を創出する産業集積の実現~」
- ●認定地域再生計画の区域 滋賀県蒲生郡竜王町の全域
- ●目標 広域的な交通結節拠点である名神高速道路竜王 | Cを活かした 地域産業の高度化、産業集積の拡大を図るため、自動車産業及 びその関連業種等の企業誘致を行う。
- ●先買い土地の面積:332,462㎡ 先買い土地は民間事業者へ売却



## 認定地域再生計画による事業に供した事例



- ●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業
- ●先行取得者及び処分先:沖縄県那覇市→民間事業者

### 経緯

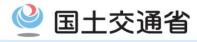
- ・当初、区画整理事業区域の公共公益施設用地として取得し、後に新庁舎候補地として位置付け
- ・財政状況や市民・議会の合意形成などの事情から新庁舎用地としての利活用が困難
- ・地域再生計画の活用により、民間事業者の公募

- ●名称 「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再 生」
- ●目標(整備プログラム) 情報通信関連業務機能の誘致、商業施設・店舗の整備、住宅 環境の整備、対話型まちづくりによる諸施設の整備、地域や 来街者に開かれた公開空地及び交流機能の整備
- ●先買い土地の面積: 22, 097. 00㎡ 先買い土地は民間事業者へ売却



[現況写真]

## 認定地域再生計画による事業に供した事例



●根拠条項:公拡法第9条第1項第4号ロの事業

●先行取得者及び処分先:沖縄県浦添市→民間事業者

### 経緯

- ・当初、土地区画整理事業区域の小学校用地として取得
- ・少子化傾向により学校建設の必要性を見直し、雇用機会の 創出、地域経済の活性化等のために企業誘致を検討
- ・地域再生計画の活用により、民間事業者へ売却

- ●名称 「企業誘致による新規雇用の創出•地域経済の活性化計画」
- ●認定地域再生計画の区域 浦添市の全域
- ●目標 地域経済の活性化や雇用創出事業等として食品、衣料、雑貨、 外食等を主体とする総合小売店舗の立地
- ●先買い土地の面積:24,818.46㎡ 先買い土地は民間事業者へ売却

